

障害程度等級表解説・新旧対照表（心臓機能障害）

新	旧
<p>1 18歳以上の者の場合</p> <p>(1) 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込んだもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u></p> <p><u>ウ 体内植え込み型除細動器（以下「除細動器」という。）を植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの又は先天性疾患により除細動器を植え込んだもの</u></p> <p><u>なお、前記イ又はウにおける先天性疾患とは、18歳未満に発症した心疾患を指す。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p><u>ア (1) のアのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰返し必要としているもの</u></p> <p><u>イ ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</u></p> <p><u>ウ 除細動器を植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</u></p> <p>(3) 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。</p>	<p>1 18歳以上の者の場合</p> <p>(1) 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u></p> <p><u>ウ 体内埋め込み型除細動器を移植したもの</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 等級表3級に該当する障害は(1) のアのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰返し必要としているものをいう。</p> <p>(3) 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。</p>

新	旧
<p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</u></p> <p><u>エ 除細動器を植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>(注) (略)</p>

新	旧
<p>2 18歳未満の者の場合</p> <p>(1) 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ ペースメーカーを植え込んだもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u></p> <p><u>ウ 除細動器を植え込んだもの</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>1 18歳未満の者の場合</p> <p>(1) 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u></p> <p><u>ウ 体内埋め込み型除細動器を移植したもの</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

新	旧
<p>3 その他の留意事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) ペースメーカー又は除細動器を植え込んだものの障害認定について</u></p> <p><u>ペースメーカー又は除細動器を植え込んだものについては、当該植え込みから3年以内に再認定を行うこととし、具体的な障害認定は以下によることとする。</u></p> <p><u>ア 植え込み直後の判断については次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011年改訂版)のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度：メッツ)の値が2未満のものをいう。</u></p> <p><u>b 「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度：メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p><u>c 「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度：メッツ)の値が4以上のものをいう。</u></p> <p><u>イ 再認定の際の判断については次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、身体活動能力(運動強度：メッツ)の値が2未満のものを</u></p>	<p>3 その他の留意事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 人工ペースメーカー装着者等の障害認定について</u></p> <p><u>ア 発作性心房細動のある「除脈頻脈症候群」で人工ペースメーカーを埋め込んだが、その後心房細動が恒常化し、事実上、人工ペースメーカーの機能は用いられなくなった場合は、等級表解説でいう「人工ペースメーカーを装着した者」には該当しないものとし、他の基準により認定することとする。</u></p> <p><u>イ ペースメーカー装着者や人工弁置換等を行った者で従来3級と認定したケースについて、等級の変更をする際は、本人からの請求に基づいて行うものであり、原則として診断書の省略は認められない。</u></p> <p>(5) (略)</p>

新	旧
<p><u>いう。</u></p> <p><u>b 「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p><u>c 「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が4以上のものをいう。</u></p> <p><u>なお、前記ア又はイにおける身体活動能力(運動強度:メッツ)については、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態(一番低いメッツ値)を用いるものとする。</u></p> <p><u>ウ 障害程度変更による再交付(以下「更新」という。)申請時の障害認定については次のとおりとする。</u></p> <p><u>a ペースメーカー又は除細動器を植え込んだことにより身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者から、再認定の期限前や再認定後に、手帳交付時に比較してその障害程度に重大な変化が生じたとして更新の申請があった場合、当該更新の申請が、植え込みから3年以内であれば、前記アと同様に、また、当該更新の申請が、植え込みから3年より後であれば、前記イと同様に扱うこととする。</u></p> <p><u>b 除細動器を植え込んだ者であって心臓機能障害3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付を受けた後にICDが作動し、更新の申請があった場合は、心臓機能障害1級と認定する。</u></p> <p><u>ただし、この場合においては、更新から3年以内に再認定を行うこととする。</u></p>	

新	旧
<p><u>エ 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例にペースメーカーを植え込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上、ペースメーカーの機能は用いられなくなった場合は、等級表解説の18歳以上の1級のイ「ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの」、3級のイ「ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級のウ「ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することとする。</u></p> <p>(5) (略)</p>	

身体障害者福祉法施行規則第3条の規定による疾患・症例一覧・新旧対照表（心臓機能障害）

新	旧								
<p>一～二 (略)</p> <p>三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなものは、再認定対象者とする。</li> <li>具体的な例は次のとおりである。なお、ゴシック表示のものは、本基準での再認定対象者とはしないこととする。</li> </ul>	<p>一～二 (略)</p> <p>三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなものは、再認定対象者とする。</li> <li>具体的な例は次のとおりである。なお、ゴシック表示のものは、本基準での再認定対象者とはしないこととする。</li> </ul>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 697 526 784">障害種目 更生医療の内容</th> <th data-bbox="526 697 1120 784">留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 784 526 1144"> <ul style="list-style-type: none"> <li>心房、心室中隔欠損の手術（先天性）</li> <li><u>・(削除)</u></li> <li>人工弁置換、移植</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療など</li> </ul> </td> <td data-bbox="526 784 1120 1144"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・弁置換</u>は、手術後1級となり、障害程度が重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療の場合、再認定のための診査の期日は概ね1年後とする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	障害種目 更生医療の内容	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>心房、心室中隔欠損の手術（先天性）</li> <li><u>・(削除)</u></li> <li>人工弁置換、移植</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・弁置換</u>は、手術後1級となり、障害程度が重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療の場合、再認定のための診査の期日は概ね1年後とする。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 697 1489 784">障害種目 更生医療の内容</th> <th data-bbox="1489 697 2105 784">留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 784 1489 1144"> <ul style="list-style-type: none"> <li>心房、心室中隔欠損の手術（先天性）</li> <li><u>・人工ペースメーカー</u></li> <li>人工弁置換、移植</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療など</li> </ul> </td> <td data-bbox="1489 784 2105 1144"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ペースメーカーと弁置換</u>は、手術後1級となり、障害程度が重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療の場合、再認定のための診査の期日は概ね1年後とする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	障害種目 更生医療の内容	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>心房、心室中隔欠損の手術（先天性）</li> <li><u>・人工ペースメーカー</u></li> <li>人工弁置換、移植</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ペースメーカーと弁置換</u>は、手術後1級となり、障害程度が重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療の場合、再認定のための診査の期日は概ね1年後とする。</li> </ul>
障害種目 更生医療の内容	留意事項								
<ul style="list-style-type: none"> <li>心房、心室中隔欠損の手術（先天性）</li> <li><u>・(削除)</u></li> <li>人工弁置換、移植</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・弁置換</u>は、手術後1級となり、障害程度が重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療の場合、再認定のための診査の期日は概ね1年後とする。</li> </ul>								
障害種目 更生医療の内容	留意事項								
<ul style="list-style-type: none"> <li>心房、心室中隔欠損の手術（先天性）</li> <li><u>・人工ペースメーカー</u></li> <li>人工弁置換、移植</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ペースメーカーと弁置換</u>は、手術後1級となり、障害程度が重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。</li> <li>冠動脈バイパス術等虚血性心疾患に対する手術や治療の場合、再認定のための診査の期日は概ね1年後とする。</li> </ul>								
<p>四 その他、障害程度に変化が生じると予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。</li> </ul> <p><u>ただし、ペースメーカー又は体内植え込み型除細動器を植え込みしたも</u></p>	<p>四 その他、障害程度に変化が生じると予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。</li> </ul>								

新

の（先天性疾患により植え込みしたものを除く。）については、原則として、当該植え込みから3年以内の期間内に再認定のための診査を行うものとする。

疾患、症例	留意事項
心臓の移植後	障害認定の対象とされるのが、抗免疫療法を必要としている期間に限定されている。

旧

疾患、症例	留意事項
心臓の移植後	障害認定の対象とされるのが、抗免疫療法を必要としている期間に限定されている。